

藤本昌也氏が語る
建築士法改正のポイントはここだ！

現在審議されている建築士法改正で、資格・業務はどのように変わり、建築業界は信頼を取り戻せるのか？

「新建築士制度で資格者激減！」といった一部新聞の過度の報道もあり、多くの設計者が気になっている建築士法改正の本当の中身。そこで、建築士の立場で改正案の審議に参加している藤本昌也氏に、士法改正の方向性や問題点について聞いてみました。

再試験はない?! — 新建築士制度に関する疑問

Q 1 従来の一級建築士資格から新設される新一級建築士資格（以後、新建築士資格）へ移行するには、試験による選抜があるの？

A 1 そんな必要は全くないと思っています。国交省の考えでは、先の「20M 以上の建築物云々」の建築基準法改正との連動で、20M 以上の建築物は「新一級建築士」しか出来ないという建築士制度の見直しを行い、次に既存建築士は一定の手続き、つまり「講習と考査等」によって、「新一級建築士」に移行してもらいたいという規定を附加したのだと思います。

素案には「再試験」などとはどこにも書いてありませんが、例のフライング記事のおかげで多くの既存建築士に不必要な混乱を招く結果となっています。

真面目に仕事をしてきた多くの建築士としては、そもそも「新一級建築士」という考え方そのものが法理論上意味がないと考えています。13M 以上の建築物の設計、工事監理が出来る能力を持つと認定された既存一級建築士は、当然 20M 以上が出来ない理屈は無いわけです。

こうした多くの全国の建築士の考え方を反映して、47 建築士会、士会連合会は今回の素案に対する第 1 の要望として「現行建築士法の一級建築士、二級建築士、木造建築士の資格を尊重する」を掲げています。ただ、資格者の登録簿の一元管理は私も大切なことだと考えていますから、既存建築士も再登録手続きを行う必要があると考えられますので、その登録の際に新たに義務付けされる講習を受けた上で登録を受け付けるといった手続き上の工夫はあっていいと思っています。

Q 2 その講習は定期的に受ける必要があるの？ またその内容は？

A 2 ここで私が言っている講習は、素案に示された「一定期間ごとの講習の義務付け」の講習ですから、国が考えている移行のための講習ではありません。この義務付け講習は言ってみれば、平成 18 年 3 月で行政簡素化の観点から廃止された「指定講習制度」の復活と言っていると思います。

その指定講習を最初の 5 年間ぐらいは建築士のレベルアップも意図した登録講習と位置付け、その観点から講習内容も検討すればよいのではと思っています。

例えば、今回の士法改正のポイントのひとつは建築士の設計業務全体、就中、構造設計業務分野への統括能力の向上にあると考えられますので、単に 20M 以上に求められる技術といったことではなく、例えば、技術統括能力の観点から許容応力度等設計法や、より高度な限界耐力設計法などの基礎知識に関する講習、また、設備では温暖化など環境問題を考慮した最先端の熱環境設計法についての基礎的な講習が行われればよいと思います。

Q 3 資格の移行だけではなく、新たに建築士資格を取得する場合の試験内容はどのようなのですか？

A 3 やはり、より幅広い高度な構造の基礎的な知識を問う内容が含まれてくるのではないのでしょうか。また、職能者としての倫理観を問うテストも課されるという話も聞いています。

Q 4 建築士は設計事務所所属の設計者しか取得や移行はできないのですか？

A 4 移行の建築士は別にして、確かに素案に示された実務経験のところの改正の方向を読み取ると、行政サイドの関心はこれから資格を取得する建築士の業務内容を計画・設計に特化する方向に向いているように思われます。

しかし、士法に規定されている「その他業務」（建築士法 21 条）を手掛かりに拡大してきた設計の周辺業務、とりわけ、まちづくり、生産、行政といった分野での建築士の業務は、建築の総合的な質を向上させる役割を果たしてきた業務として社会に定着し、無視できない業務となっています。

こうした社会的ニーズを背景にした建築生産全分野への建築士の業務拡大の現実的効果は、残念ながら今回の法改正では全く視野に入っていません。むしろ、逆行していると言ってよいでしょう。ともかくも、「その他業務」については今回の素案には触れられていませんので、国交省の見解を聞いてみたいと思っています。

情報開示がテーマ — 専門資格者制度に関する疑問

Q 5 構造と設備の専門資格が創設されますが、それぞれに業務独占が与えられるのですか？

A 5 そうではありません。これからの建築士も、これまでの建築士と同様に建築計画、工事監理にかかるすべての業務に独占権を有します。ただし、構造・設備にかかわる計画・設計については専門資格者と業務独占権を共有することになります（図）。実際の仕事分担は図のようになり、すべての業務を建築士が行うことも可能だし、専門資格を有

するものに限り、仕事を外注することができるのです。また、確認申請や設計図書などには、実際に構造、設備を受け持ったものがそれぞれ記名捺印をするようになります。そうすることで、誰が設計したかの情報開示ができ、同時に、建築士がたとえ構造や設備の業務を外注した場合でも、現状のように無資格者が仕事をしてしまうことを避けることができるのです。

Q 6 構造にかかわることで問題が起きた場合には、誰が責任を負うの？

A 6 「責任を負います。」と口で言うのは簡単ですが、建築主が設計や工事監理の責任を社会的に負うということは一体どれ程のことを言っているのかを、先ず明確にする必要があると私は考えています。そのことを前提に言わせてもらえば、建主からみれば建築士が一元的にすべての責任を負うことになります。統括しているわけですし、分離発注されていない限り、設計者が各専門資格者に依頼するのですから。その上で、建築士と専門資格者との責任分担は、両者がかわす業務契約で個々具体的に取り決めることになると思います。

Q 7 JSCA 構造士の要件と同様に、今度の構造・設備の専門資格も建築士の資格が必要なの？

A 7 全く必要ありません。先ず、JSCA の建築構造士は職能団体が自主的に定めた資格ですから、今回の法的資格の議論とは別個の議論です。その上で申し上げれば、専門資格者は建築士法の体系に組み込まれた資格者ですが、建築士とは独立した新たに創設された資格者なのです。また、意欲のある専門資格者が建築士の資格を取得することを妨げている訳ではありません。

団体加入義務化は困難？ 再発防止に必要な仕組みづくりについて聞く

Q 8 職能団体への加入義務化は行われるのでしょうか？

A 8 団体への強制加入については、おそらく難しいでしょう。国交省としても加入の義務化は検討の価値ありとの立場だと思いますが、団体への強制加入は「結社の自由」という憲法上の問題に抵触するとする内閣法制局のハードルを越えることが極めて難しい状況になっています。

「強制加入」をめぐる行政サイドの論理は、①今回の事件の再発を防ぐためにも全建築士に対する基本的管理を継続的に行う必要があり、その役割は本来、行政サイドが担う必要がある。②しかし、行政簡素化という大きな時代の流れを考えると、全面的に行政サイドが引き受けるわけにはいかない事情があり、職能団体との連携が必要不可欠となる。③その団体は全建築士を対象とした唯一の法定資格者団体である建築士会連合会

しかない、ということになるのです。当然、かねてから建築士の一元的、総合的管理を実現したいと考えていた 47 建築士会、連合会はこのような議論の推移をみて、重い責任を負うことになるが、この強制加入の問題に全面的に取り組む決意を表明したわけです。

しかし、冒頭に述べたような事情がはっきりしてきたため、改めて、今回の素案に対する第 2 の要望として強制加入に代わる効果的な仕組み、つまり、「建築士法による資格者に関わる講習並びに資格者の登録及び登録簿閲覧業務は建築士会連合会が実施する」という法的仕組みを要望したのです。そして、強制加入の実現については、「今後の課題として検討して頂きたい。」という要望を建築士会の総意として表明したのです。

Q 9 この士法改正によって今回のような偽装事件を防ぐことができるのでしょうか？

A 9 私はかねてから法ですべてを解決しようという発想は改める必要があると考えています。建築士を法的に縛るだけでなく、消費者を何も知らない被保護者の立場から脱却させることも必要だと考えています。それには「情報開示」がキーワードになります。たとえば、職能団体が専攻建築士や CPD などを実施し、その取得、受講状況や実務実績などを消費者に情報開示するのです。

つまり、真面目に努力する建築士を社会的に開示し、それを賢い消費者が適切に選択できる社会的仕組みを行政者、職能者、消費者の 3 者が、連携してつくり上げるのが成熟社会が選択すべき途だと思えます。

Q 10 6 月成立の法改正も含め、再発防止のための制度として欠けているものはありますか？

A 10 6 月に成立した建築基準法改正で罰則が強化されますが、違反者を見つける仕組みが不十分ではないかと思えます。それには先ず、行政官の質と量の確保が必要になります。行政サイドが能力を持った技術者を本当に増やすことができるかどうか、これが一連の改正の実効性を上げるための大事なポイントのひとつだと思えます。

図 新建築士の業務内容